

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年2月5日	
【会社名】	日本ドライケミカル株式会社	
【英訳名】	Nippon Dry-Chemical CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠山 榮一	
【本店の所在の場所】	東京都港区台場二丁目3番1号	
【電話番号】	(03) 3599-9500	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門担当 亀井 正文	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区台場二丁目3番1号	
【電話番号】	(03) 3599-9500	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門担当 亀井 正文	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	564,575,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	275,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成28年2月5日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	275,000株	564,575,000	282,287,500
一般募集			
計(総発行株式)	275,500株	564,575,000	282,287,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額(282,287,500円)とします。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,053	282,287,500	100株	平成28年2月15日(月)		平成28年2月15日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本金組入額は会社法上の増加する資本金の総額であります。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みが行われなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ドライケミカル株式会社 経営企画部	東京都港区台場二丁目3番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
564,575,000	3,000,000	561,575,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税等の登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用等となります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
福島工場新設に係る費用	351	平成28年3月
総合警備保障株式会社の普通株式取得に係る費用	210	平成28年2月

- (注) 1 当社グループは平成26年10月に福島県福島市に新たに用地を取得し、平成27年4月に着工した当社の福島工場を新設するとともに当社連結子会社である株式会社ヒューセックの現福島工場からの移転増設を行う予定であります。新設の福島工場は提携先や開発パートナーとの研究開発の強化を図るべく当社千葉工場の既存研究開発設備とは別に新たな研究開発施設及び千葉工場の消防車輛製造ラインに加え、新設の消防車輛製造工場を建設し、平成28年3月に竣工を予定しております。本調達資金の一部は新工場及び生産設備、実験設備の取得にかかる資金に充当いたします。
 2 第三者割当先である総合警備保障株式会社の普通株式35,000株を平成28年2月8日～2月12日の間ににおいて、市場取引により取得する予定です。
 3 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	総合警備保障株式会社
本店の所在地	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第50期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月25日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第51期第1四半期 （自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月4日 関東財務局長に提出 第51期第2四半期 （自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月5日 関東財務局長に提出 第51期第3四半期 （自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月2日 関東財務局長に提出

- (注) 1 割当予定先は東京証券取引所に上場しております。
 2 割当予定先の概要は、平成28年2月5日現在におけるものであります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は、当該会社及び当該会社の子会社であるALSOK双栄株式会社等へ機器の販売及び消火設備の点検業務を委託されています。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係は、平成28年2月5日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの対処すべき課題について、当社グループと同様の事業を営む企業との競争激化による収益基盤が毀損しないように、製品及びサービスの差別化が最重要と考えており、業務提携先企業とのアライアンス強化を図っていくことを検討してまいりました。

割当予定先である総合警備保障株式会社（以下「総合警備保障」といいます。）は、セキュリティ事業及び総合管理・防災事業を中心とした活動を展開しており、当社グループの主力である防災市場は、総合警備保障の主たる事業であるセキュリティ事業と密接な関係にあり、当社グループが手がける各種防災設備の施工・保守点検のハード面と総合警備保障が得意とする管理・運用といったソフト面が合わさることにより、設備の納入から運用までリスク管理の環境を丸ごと顧客に提供することを目指します。当社と総合警備保障は強固な関係を築くことが、中長期的な発展と成長につながると判断し、両社ともに合意に至ったことから、本第三者割当増資の割当予定先に選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 275,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、総合警備保障の直近の四半期報告書（平成28年2月2日提出）に記載の総資産、純資産、並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、東京証券取引所市場第一部に上場している総合警備保障が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、総合警備保障の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠と合理性に関する考え方

本第三者割当増資における発行価額につきまして当社取締役会は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年2月4日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値が当社の客観的な価値を示す価格として合理的であると判断し、2,053円を発行価額といたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日前日までの直前1か月の終値平均値2,142円(ディスカウント率4.15%)、同決議日前日までの直前3か月の終値平均値2,203円(ディスカウント率6.79%)、同決議日前日までの直前6か月の終値平均値2,227円(ディスカウント率7.81%)であり、いずれの期間におきましても、特に有利な価格には該当していないものと判断しております。

上記の本第三者割当増資における発行価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に、有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資に関して取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名は社外監査役)の全員から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案した結果、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な発行価額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は275,000株が発行済株式数3,315,906株に占める割合は8.29%であり、当該割当数量に係る議決権の総議決権数に占める割合は8.30%となり、一定の希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当増資は、将来の収益基盤強化に向けた投資活動であることから、株主の利益拡大につながるものであると考えております。そのため、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

なお、総合警備保障は本第三者割当増資と併せ、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社初田製作所から平成28年2月9日に当社株式275,000株(新株発行後の発行済株式総数に対して7.66%)を本第三者割当増資の発行価額である平成28年2月4日の終値で市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により取得し、本第三者割当増資の払込期日と同日付で当社普通株式550,000株(新株発行後の発行済株式数に対して15.32%)を保有することを予定しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社初田製作所	大阪府枚方市招堤田近三丁目5番地	375,000	11.31%	375,000	10.45%
日本トラスティ・サーブ信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海 丁目8番11号	276,600	8.34%	276,600	7.70%
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂一丁目6番6号	-	-%	275,000	7.66%
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都浜松町二丁目11番3号	139,500	4.21%	139,500	3.89%
新日本空調株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号	96,000	2.90%	96,000	2.67%
沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	89,000	2.68%	89,000	2.48%
株式会社吉谷機械製作所	鳥取県鳥取市古海356番地1	80,000	2.41%	89,000	2.23%
日本ドライケミカル従業員持株会	東京都港区台場二丁目3番1号	75,700	2.28%	75,700	2.11%
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号	70,000	2.11%	70,000	1.95%
堀江 豊	福井県小浜市	70,000	2.11%	70,000	1.95%
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	63,800	1.92%	63,800	1.78%
計		1,335,600	40.29%	1,335,600	44.86%

(注) 1 平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の総議決権数（33,151個）に本第三者割当により増加する議決権数（275個）を加えた数を分母として算定しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

4 総合警備保障株式会社が、当社の主要株主である株式会社初田製作所から当社株式を取得することにより異動が見込まれる株式数275,000株（議決権2,750個）を考慮した記載は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂一丁目6番6号	-	- %	550,000	15.32%
日本トラスティ・サーピス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海 丁目8番11号	276,600	8.34%	276,600	7.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都浜松町二丁目11番3号	139,500	4.21%	139,500	3.89%
株式会社初田製作所	大阪府枚方市招堤田近三丁目5番地	375,000	11.31%	100,000	2.79%
新日本空調株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号	96,000	2.90%	96,000	2.67%
沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	89,000	2.68%	89,000	2.48%
株式会社吉谷機械製作所	鳥取県鳥取市古海356番地1	80,000	2.41%	89,000	2.23%
日本ドライケミカル従業員持株会	東京都港区台場二丁目3番1号	75,700	2.28%	75,700	2.11%
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号	70,000	2.11%	70,000	1.95%
堀江 豊	福井県小浜市	70,000	2.11%	70,000	1.95%
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	63,800	1.92%	63,800	1.78%
計		1,335,600	40.29%	1,335,600	44.86%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期）及び四半期報告書（第64期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年2月5日）までの間に有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成28年2月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期）の提出日（平成27年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年2月5日）までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月25日開催の当社第63回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金45円

第2号議案 定款一部変更の件

（社外取締役の責任限定契約）

第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

（補欠監査役）

第29条 2. 補欠監査役の選任方法は監査役の選任方法と同様とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、櫻井俊明を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役杉山一郎氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	19,877	96	-	（注）1	可決 89.89
第2号議案	19,900	73	-	（注）2	可決 89.99
第3号議案	19,777	195	-	（注）3	可決 89.44
第4号議案	18,759	1,214	-	（注）1	可決 84.83

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

(平成28年2月5日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、総合警備保障株式会社への第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しており、また、総合警備保障株式会社は、本第三者割当増資と併せ、当社の主要株主である株式会社初田製作所から当社株式を取得することを予定しております。これにより主要株主の異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．当該異動に係る主要株主である筆頭株主の名称

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなった株主

名称	株式会社初田製作所
----	-----------

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することになった株主

名称	総合警備保障株式会社
----	------------

2．当該異動に係る主要株主である筆頭株主の名称

(1) 株式会社初田製作所

	議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	3,750個	11.31%
異動後	1,000個	2.79%

(2) 総合警備保障株式会社

	議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	5,500個	15.32%

- (注) 1. 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、小数第三位を四捨五入しております。
2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成27年9月30日時点の株主名簿に基づく総株主の議決権の数33,151個に、本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数2,750個を合計した35,901個を分母として計算しております。
3. 異動後の「議決権の数」は、本第三者割当増資に伴い増加する「議決権の数」2,750個および総合警備保障株式会社が株式会社初田製作所から当社株式を取得することを前提として異動する「議決権の数」2,750個を加減しております。

3. 当該異動の年月日

平成28年2月15日

4. その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 418,262,200円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 3,315,906株

以上

3 最近の業績の概要について

平成28年2月5日開催の当社取締役会において承認された平成28年3月期第3四半期決算短信に記載されている第64期第3四半期連結累計期間(自平成27年9月1日至平成27年12月31日)に係る四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。

なお、これらは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成したものではありません。

また、この四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,055,433	2,024,550
受取手形、売掛金及び完成工事未収入金	13,366,710	11,013,055
商品及び製品	976,820	897,057
仕掛品	305,857	460,716
原材料及び貯蔵品	587,667	574,301
未成工事支出金	361,909	896,516
繰延税金資産	212,063	181,380
その他	155,288	315,963
貸倒引当金	3,024	3,496
流動資産合計	18,018,728	16,360,045
固定資産		
有形固定資産	1,821,613	3,257,242
無形固定資産		
のれん	1,619,213	1,525,797
その他	190,193	191,852
無形固定資産合計	1,809,406	1,717,649
投資その他の資産	1,141,011	1,108,375
固定資産合計	4,772,032	6,083,267
資産合計	22,790,761	22,443,312
負債の部		
流動負債		
支払手形、買掛金及び工事未払金	7,688,074	6,880,577
短期借入金	1,600,000	1,900,000
1年内償還予定の社債	160,000	160,000
1年内返済予定の長期借入金	477,900	611,400
未払法人税等	257,395	119,154
未成工事受入金	246,722	453,453
賞与引当金	367,771	209,942
役員賞与引当金	14,324	9,682
完成工事補償引当金	40,508	45,190
修繕引当金	3,160	2,984
その他	557,751	509,478
流動負債合計	11,413,606	10,901,865
固定負債		
社債	240,000	80,000
長期借入金	1,207,200	1,364,900
役員退職慰労引当金	89,374	91,349
修繕引当金	35,989	39,589
退職給付に係る負債	855,468	830,957
その他	415,220	408,578
固定負債合計	2,843,252	2,815,374
負債合計	14,256,859	13,717,240

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	418,262	418,262
資本剰余金	3,338,320	3,338,320
利益剰余金	4,661,821	4,882,436
自己株式	304	304
株主資本合計	8,418,098	8,638,714
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	144,711	103,154
退職給付に係る調整累計額	28,908	15,797
その他の包括利益累計額合計	115,802	87,357
純資産合計	8,533,901	8,726,072
負債純資産合計	22,790,761	22,443,312

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第 3 四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)
売上高	19,118,256	22,622,342
売上原価	15,238,877	17,955,282
売上総利益	3,879,379	4,667,060
販売費及び一般管理費	3,573,440	3,920,236
営業利益	305,939	746,824
営業外収益		
受取利息	1,784	1,254
為替差益	-	1,095
受取配当金	12,109	15,557
受取保険金	8,632	45,307
その他	10,765	24,188
営業外収益合計	33,291	87,403
営業外費用		
支払利息	24,741	23,222
為替差損	3,272	-
持分法による投資損失	8,721	10,283
和解金	-	5,000
輸送事故に伴う製品改修費用	-	19,127
その他	86	2,183
営業外費用合計	36,822	59,816
経常利益	302,408	774,411
特別利益		
固定資産売却益	31	-
特別利益合計	31	-
特別損失		
固定資産除売却損	9,011	8,387
特別損失合計	9,011	8,387
税金等調整前四半期純利益	293,428	766,023
法人税、住民税及び事業税	14,550	294,405
法人税等調整額	103,559	18,905
法人税等合計	118,109	313,311
四半期純利益	175,319	452,712
非支配株主に帰属する四半期純利益	18,417	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	156,901	452,712

（四半期連結包括利益計算書）
（第3四半期連結累計期間）

（単位：千円）

	前第3四半期連結累計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成27年4月1日 至平成27年12月31日）
四半期純利益	175,319	452,712
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	81,120	41,556
退職給付に係る調整額	10,832	13,111
その他の包括利益合計	91,952	28,444
四半期包括利益	267,272	424,267
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	248,854	424,267
非支配株主に係る四半期包括利益	18,417	-

（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

平成28年2月5日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議致しました。その概要は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| 1 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 275,000株 |
| 2 発行価額 | 1株につき 2,053円 |
| 3 発行価額の総額 | 564,575,000円 |
| 4 資本組入額 | 282,287,500円（1株につき1,026.50円） |
| 5 払込期日 | 平成28年2月15日 |
| 6 募集又は割当の方法
（割当先） | 第三者割当による新株式発行
総合警備保障株式会社 275,000株 |
| 7 資金の使途 | (1) 福島工場新設に係る費用
(2) 総合警備保障株式会社の普通株式取得に係る費用 |

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第63期）	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	平成27年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第64期第2四半期）	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	平成27年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月24日

日本ドライケミカル株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小林 昭夫
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野 泰輔
----------------	-------	-------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ドライケミカル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ドライケミカル株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本ドライケミカル株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

日本ドライケミカル株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小林 昭夫
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野 泰輔
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ドライケミカル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

日本ドライケミカル株式会社
取締役会 御中

PWCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 昭夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎野 泰輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ドライケミカル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。